

# 令和6年度 税制改正 ～消費税～

## ～プラットフォーム課税の創設～

令和6年度税制改正が行われました。消費税の主な改正内容は以下のとおりです。  
改正項目の中からプラットフォーム課税についてご紹介させていただきます。

### <主な改正項目>

- 1 消費税のプラットフォーム課税の創設
- 2 国外事業者等における事業者免税点制度の特例等の見直し
  - ① 国外事業者における「特定期間の課税売上高による納税義務の免除の特例」の見直し
  - ② 外国法人が国内において事業を開始した場合の納税義務の免除の特例の見直し
  - ③ 「特定新規設立法人の納税義務の免除の特例」における判定対象者に係る金額基準の見直し
  - ④ 恒久的施設を有しない国外事業者における簡易課税制度及び2割特例の適用の見直し
- 3 金又は白金の地金等を取得した場合の事業者免税点制度等の制限
- 4 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用の制限
- 5 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し
- 6 免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

## 1 消費税のプラットフォーム課税の創設

### <制度の概要>

事業者が日本国内の消費者等向けに行うアプリ配信等の電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除きます。）については、当該事業者が国内事業者か国外事業者かにかかわらず、当該役務提供を行う事業者が申告・納税を行うこととされています。

今回の改正により、令和7年4月1日以後に、**国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供**で、かつ、国税庁長官の指定を受けた**特定プラットフォーム事業者を介して当該役務の提供の対価を収受するもの**については、当該**特定プラットフォーム事業者が、当該役務の提供を行ったものとみなして、申告・納税を行うこととされました。**

- ※1 電気通信利用役務の提供とは、アプリ配信のほか、電子書籍・音楽の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供をいいます。
- ※2 事業者向け電気通信利用役務の提供とは、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいいます。
- ※3 国外事業者とは、所得税法に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法に規定する外国法人をいいます。
- ※4 デジタルプラットフォームとは、例えば、アプリストアやオンラインモールなどがこれに該当します。
- ※5 特定プラットフォーム事業者とは、一定の要件を満たすプラットフォーム事業者であるとして、国税庁長官の指定を受けた事業者をいいます。

○ プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものですので、次の場合はプラットフォーム課税の対象となりません。

- ・ 国内事業者がデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う場合
  - ・ デジタルプラットフォームを介さずに消費者向け電気通信利用役務の提供を行う場合
  - ・ デジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、特定プラットフォーム事業者を介さずに当該役務提供の対価を収受している場合
- プラットフォーム課税の対象とならない消費者向け電気通信利用役務の提供は、これまでどおり、当該役務の提供を行う事業者が申告・納税を行うこととなります。
- 事業者向け電気通信利用役務の提供は、これまでどおり、当該役務の提供を受けた事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。